

平成27年第22回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年11月19日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委員 外 松 和 子
同 委員 安 藏 誠 市
同 委員 坂 口 節 子

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会	午前	10時00分
閉 会	午前	11時08分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

会議に欠席した者の職・氏名

委 員	長 島 良 介
-----	---------

教育長

ただいまから平成27年第22回教育委員会定例会を開催する。

本日は、長島委員より、急用が生じたため欠席となる旨の連絡をいただいているので、ご報告させていただきます。

本日、傍聴の方が2名いらしている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、陳情10件、協議1件、報告1件である。

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

初めに陳情案件である。継続審議中の陳情10件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これらの陳情については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

2 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、前回の定例会において、点検・評価表を一度お示しをし、これに対して各委員からさまざまなご意見やご要望をいただいた。本日は、いただいたご意見やご要望の内容を反映させて修正を加えた資料が新たに提出されている。説明をお願いします。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

今、各課長から修正をした箇所を中心に説明があった。

前回は、1の「教育の質の向上」と2の「家庭や地域と連携した教育の実現」の2項目を中心に各委員からご意見をいただいた。

実は、前回の定例会では時間の都合、3の「教育環境の充実」についてあまり議論ができなかったため、今回は46ページ以降にある3の「教育環境の充実」について各委員のご意見・ご質問をまず先に伺わせていただき、その後、また全体について質疑を行いたいと思っている。

まず、前回、不十分であった3の「教育環境の充実」について、ご意見・ご質問をいただければと思う。いかがか。新しくトイレの関係の資料も出ているので、これについてもあわせてご意見・ご質問があればお出しいただければと思う。46ページから63ページの間の中でご質問・ご意見をよろしくお願ひしたい。

坂口委員

ただいまのトイレ改修について。資料2を見せていただき、丁寧に読みこんだことで、費用や進め方がよく理解できた。

しかし、網掛けになっている学校が、例えば小学校で10校、中学校でも数校ある。これらの学校の保護者からは、いつ自分の学校の順番になるのか、あと何年待てばよいのかという声が聴こえてくる。

子供の学校環境としては、喜んで「学校へ行ってきます」という弾んだ気持ちであるべきところに、もしトイレの事情で悩んでいる子供がいたら、非常に不幸なことではないかと思っている。できるだけ、どの学校も同じように快適な「環境」にしていだきたい。排泄のための環境が整っていることはとても大事なことである。比べてはいけませんが、いろいろな立派な教室やITのものがそろふことと、どちらが重要なのかと思った。

トイレの改修をぜひ進めていだきたいし、不自由をしている学校の子供たちが早く安心して行ける学校にしていだきたいという願ひがある。

資料を拝見して、必死に順番を待っている地域に対して、どのように応えていったらよいのかと思う。

施設給食課長

やはり50年前とはトイレの機能も変わってきているため、私どもとしても、一刻も早く現在の機能に合うようなトイレにしたいと考えており、順次改修している。

網掛けの学校がまだ改修できていない学校であるが、この中にも、今年度、設計に入っている学校がある。設計にも入っていない学校は小学校で5校、中学校で1校ということで、ようやく1系統のトイレ整備のゴールが見えてきた。

今後は、2系統目、3系統目ということで広げていくわけであるが、一方で、学校の改築も今後進めていかなければならない。改築と改修を組み合わせ、計画的にできるだけ学校間で差がないよう、どの学校も同じように快適だということを目指して進めて

いきたいと考えている。

教育長

PTAからも毎年、予算要望として必ずトイレの問題が出される。何とか先が見え、大分スピードも出てきたが、かなりの予算もかかるため、難しいことは難しい。しかし、今、坂口委員もおっしゃったように大事な、特に子供の健康にもかかわるものであるため、早急に対応してほしいと思う。

改修・改築後は全部、洋式化しているのか。

施設給食課長

1つだけ和式を残すなど、学校とも相談しながら進めている。子供によっては便座に接することが嫌だという子供もいるため、全部を洋式にしてしまうと、これはこれでまた問題がある。

外松委員

いろいろなニーズがある。

教育長

ドライとウエットという区別があるが、これはどのようにしているのか。

施設給食課長

基本的には全てドライにしている。ウエットとドライで何が違うのかというと、やはりにおいが随分違う。ドライにすると、トイレの臭気を抑えられる。

教育長

今はさすがにトイレの清掃を児童・生徒が行っている学校はないであろう。

教育指導課長

子供たちがトイレ清掃をしている学校はない。

教育長

衛生上の問題で、今はなかなかない。昔はよく行ったが。

坂口委員

子供たちがトイレの掃除をする様子を海外の視察の人たちが見て、びっくりしたという話も聞いたことがある。

教育長

ほかに3番について、ご質問等はあるか。

安藏委員

今、坂口委員が話されたように、トイレの問題について。今は特に家庭にまず和式がないため、幼稚園に通う子供たちでも和式を使用できない状態にある。このため、どこへ行くにも非常に不自由な思いをしている。低学年は特に和式を使用できないことが多い。年齢が上がり、学年が進むごとにその辺は解消していくのだろうとは思いますが、低学年向けに早く対応していただけたらありがたいとは思っている。

教育長

学校は避難拠点でもあるが、正直に申し上げて、高齢者の方も和式だとなかなか厳しくなっている。膝が悪い方もたくさんいらっしゃる。そのような観点も我々は考えていかなければならない。

確かに子供たちは小さいころから洋式になれており、和式など見たこともない子供もいるわけである。

トイレについてだけでなく、「教育環境の充実」全体で他にご質問はないか。

外松委員

59ページの5番の「子供の読書活動の推進」について。概要の3番目として、「学校図書館を活用できるよう教員の指導力の向上に努めます」とあるが、現在、全校ではないが、学校図書館支援員の方がいらっしゃる学校もある。そのような方たちの指導力向上ということも文言には入れたほうが適切なかどうかをお聞きしたい。

教育長

今の学校図書館支援員と管理員について、両方の仕事はどこかに書いてあったか。

光が丘図書館長

62ページの3番、「学校と区立図書館との連携」のところの中段から下に、「学校図書館支援員の配置校数」として載せている。平成26年度の数字であるが、小学校38校、中学校22校である。これは27年度も同じで、約60校に学校図書館支援員を配置している。

支援員の研修、支援方法の充実については、基本的に指定管理の事業者研修等を実施していただくことで、支援をしているという状況である。

教育長

管理員についてはどうか。

教育指導課長

60ページの一番下に「司書教諭等研修会の実施回数」を載せている。司書免許を持っている司書教諭を学校に配置しているが、それ以外にも、学校図書館管理員を配置している学校については、学校図書館管理員をこの司書教諭等研修会に参加させている。この括弧書きの、うち1回は合同実施というところが学校図書館管理員の研修ということ

とで行っている。

教育長

外松委員、よろしいか。

外松委員

そのような意味なのか。なかなか読み取りが難しい。今、説明を伺って初めて私も、この「合同」の意味を理解した。

坂口委員

今の説明を伺って、陳情の最後にある平成27年陳情第9号「区立小中学校への『学校司書』配置を求める陳情書」が、どのようなことで出ているのかを知りたい。司書教諭が全校にいないということで、このような陳情が出されているのか。

教育長

学校司書と司書教諭とは違う。

坂口委員

そうか。では、それも知りたい。

光が丘図書館長

司書教諭は、12学級以上の各学校に学校の先生として配置されるものである。一方、今回、改正された学校図書館法においては、学校司書の配置に関する努力義務規定が示された。これは、特に資格等を持っていないが学校図書館に常におり、学校司書教諭や学校担当教諭等を支援するような者を配置するということである。これを総称して「学校司書」と呼んでいる。練馬区では、今、学校司書という名称ではないが、学校図書館管理員や学校図書館支援員として、先ほど申し上げたように、学校図書館支援員は60校、学校図書館管理員は小中合わせて22校、合計82校に常時ではないが人員を配置しているという状況である。

教育長

陳情の件については、改めて陳情を審査するときに詳しく現状と、そしてまたこの陳情が求めている内容をもう一度確認させていただきたい。区としてどのような考えでこれから臨むのかといったところを整理した上で、改めて陳情審査の際に行わせていただきたいと思っている。

ほかはいかがか。

坂口委員

意見である。46ページから47ページにわたって、問題を抱えている子供たちに関連して、「スクールカウンセラー」「心のふれあい相談員」、それから「学校巡回相談員」

「心理教育相談員」など、たくさんの役柄が書いてあった。これらはどのように関わっているのかと思い、学校へ私なりに聞いてみた。うまく連携しているかという点については、その学校では非常に評価していた。いろいろな問題を早期にとりあげ、上手に対応しているという言い方であった。

例えば、いじめの問題などが起きたとき、保護者が相談できる、学校にいる一番身近な方は心のふれあい相談員だと思う。心のふれあい相談員に「心配なのだが」と相談すると、相談員によってであろうが、それを担任の先生や周りに伝えたことによって事が大きくなってしまい、相談してよかったのかと保護者が後悔したというケースを聞いたこともある。担任の先生が過剰に反応して大きい問題になってしまったことで、保護者が相談したことを後悔し、悩んでいるという話も聞く。役柄で有機的に動いているかについて把握しているか。

教育長

たくさんの名称が出ている。これに加えて、スクールソーシャルワーカーもある。これらの関係はどうなっているのか。

学校教育支援センター所長

教育相談の一元化という問題である。例えば、スクールカウンセラーは東京都が配置している臨床心理士であるが、学校内で子供たちの精神的なケアをするという観点の配置であるため、スクールカウンセラーは年35週しか学校に行かない。このため、これを補完するもの、学校内での相談体制の補完として、区は心のふれあい相談員を各小中学校に配置している。

学校内の担任の先生、養護の先生、それから学校としての校長先生以下の管理体制とあわせての相談の仕組みが一つあるが、これとは別に、学校教育支援センターでスクールソーシャルワーク事業を行っている。例えば、スクールソーシャルワーカーと、心理教育相談員、臨床心理士や社会福祉士の資格を持っている者が、学校長からの相談を受け、単純に学校の中だけでは解決し切れない、保護者との関係などのいろいろな課題に対し、アドバイスをするという仕組みである。場合によっては、お子さんや保護者とも直接面接を行い、状況によっては家庭にも行くという形で対応することで、学校の中の相談と学校外でのサポートのような仕組みを、今、とっているところである。

坂口委員

そのようなケースはどのくらいあるのか。

学校教育支援センター所長

スクールソーシャルワーク事業は、26年度から開始している。幼稚園、小学校、中学校からの支援要請を受けているが、26年度は幼稚園が2園、7人のお子さんに関する支援の要請があった。小学校は65校中49校から支援要請があり、146人のお子さんに対応している。中学校は34校中23校からの支援要請があって86人の方に対して対応している。合計では74校で239人に対して、学校と連携して対応している。

少し古い数字だが、27年8月の段階で、小学校、中学校でも49校からの支援要請があり、人数としては127人であった。26年度よりも多いペースで支援の依頼がきている。そのほかにも、学校の中でも当然、心のふれあい相談員は活動している。

教育長

相互の連携という観点からはどうか。

学校教育支援センター所長

相互の連携としては、まず、学校の中で例えばスクールカウンセラーや心のふれあい相談員が対応しているが、学校から支援要請が来たときには、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラーや心のふれあい相談員からも話を聞くという形で連携をとりながらスクールソーシャルワーク事業を実施している。

そのような意味で、学校の中の情報もスクールソーシャルワーカーは知ることができ、その内容がわかった上で支援に入るといった形で連携がとれる仕組みになっている。

教育長

心のふれあい相談員になるためには、資格は必要なのか。

学校教育支援センター所長

心のふれあい相談員に関しては、特段、臨床心理士や社会福祉士という資格要件はない。ご本人に意欲があるか、今まで学校に関連してどのような対応をされてきたかを確認させていただき、面接等を行った上でなっただけでいい。臨床心理士等といった資格要件はないが、例えば民生委員をされていた方や、以前に学校の先生をされていた方などがなっというところはある。

教育長

レベルをそろえるための研修等は、特には行ってないのか。

学校教育支援センター所長

研修は学校教育支援センターで行っている。例えば、学校の先生を対象とする教育相談研修なども、同じような形で心のふれあい相談員も受講ができるよう対応している。

坂口委員

専門家の目が入ったほうがよいという場合に、そのような機関や相談の場所があり、そちらにお任せできることは、校長先生にとって安心感があるものであろう。しかし、最初のスタートは、やはり悩める親子だ。保護者や子供たちは心のふれあい相談員に最初に話をすることもあるが、一方で、担任の先生が保護者からの相談を受けて、学校教育支援センターできちんと受けたほうがよいのではないかと、センターへ回す場合など、いろいろあると思う。心のふれあい相談員が学校にいる時間は、週何時間か。

学校教育支援センター所長

心のふれあい相談員は、大体、月曜日から金曜日で週5日から4日、1週間に10時間から14時間の範囲内で学校にいる。小学校と中学校では、小学校のほうが時間数を多くとれるような形で確保している。

こども家庭部長

子供施策の見地からご説明申し上げます。

まず、1点目は、不登校やいじめ、いじめに伴う自殺願望など、また、家庭に課題がある場合の児童虐待や育児放棄等、さまざまな課題があったときに、私どもとしてはこのセクションに連絡が来ても、適切な案内や相談ができるように体制を固めている。

その中に、委員がおっしゃったような二つパターンがある。まず、学校に人員を配置して、子供や保護者がそこに相談に行くというような、学校等にいる方々。それから、逆に言えば、学校外にそのような施設があり、そこに相談するというような二つのパターンがある。もちろん、学校からの要請に基づいて学校に何う巡回をする相談の体制もとっている。

多様なチャンネルを用意して、いろいろな相談に応じている。例えば直接関係のないところに相談が来たとしても、適切なセクションへ必ずつなぐような連携はとらせていただいている。

委員がおっしゃるように、さまざまな相談員がいるが、都の制度で始まったもの、それに区がまた追加した職、特別支援教育が始まったことに伴ってついた職、児童虐待関係のいわゆる児童相談所系の職など、どうしても発生の根源がさまざまなので、相談の職種はおおの違いが、練馬区教育委員会においては、どこに情報が来ても、必ずその専門のところにつなぐような橋渡しはさせていただいている。

毎年4月に出す青少年育成活動方針の中にも、ページを特別に割いて何か相談があったらということ、もちろん区の連絡先もそうであるが、都の機関や警察等の電話番号も載せている。また、10月にはいじめ対策支援チームでつくっているファイル等を使って、相談の場所がわかるように周知している。

どのような形で情報が来ても、我々としてはそれを見逃さないような体制は整えているところである。

坂口委員

発想の始まった場所が都から、区からと異なったため、職の名前がいろいろある。そして、少し資格も違う。しかし、いろいろなところにセーフティネットを張っているということであった。了解した。

教育長

ほかに36ページ以降で何かご質問やご意見はあるか。

よろしいか。

では、今日は修正部分についても説明があったが、資料全体を通して何かご意見・ご質問があったら、お寄せいただきたい。

外松委員

全体を通して、表記上のことである。例えば、1ページから始まっているが、上位のことから少しずつ活字の大きさを変えたり、太字にしたりという点は、よく工夫はされているが、もう少しはっきり見やすいと、よりよい。

例えば、1ページであれば、「学力向上に向けた支援」の下に項目が来ているが、もう少しここがはっきりしていると、よりよいと感じた。

また、その下に事業成果が続いて入っているが、項目によっては、事業成果の文章が幾つかに分かれているところもある。そういったときに、これは次のことに入るということで、見やすい工夫があるとよいと感じた。

全体を見ると、行の間に1行程度の空間があった後に次の項目があり、比較の見やすいページもあるのだが、ページの関係から少しぎゅっと詰まり過ぎているページもある。これは前のことと続いているのか、別の内容なのかがわかりにくいところもあったので、その辺をもう一度見ていただけるとありがたい。

例えば21ページの9番のところで、5行目はまた別のことが書いてある。このようなところは少し空間があると、よりわかりやすいと思った。

教育総務課長

今いただいた表記の件については、それぞれ項目が幾つかに分かれているところは、その項目がわかりやすい形になるよう表記を工夫させていただきたいと思う。

安藏委員

50ページの「緊急時連絡体制の整備」で、登録者数がここに載っているが、このシステムを有効に使うには、この数字で妥当なのか。全体的な数字がわからないので、パーセントとしてはかなり低いような感じがする。

教育総務課長

確かに数字だけはわかりにくいと思う。27年度の小中学校における登録者数の3万4,000人というのは、これは全児童・生徒数からいえば7割程度の数である。学童クラブ・保育園については、全児童・生徒数の100%を超えており、そういった意味では、学童・保育園については母親だけでなく父親も入る、祖父も入るということで100%を超えているが、小中学校については、低学年については入っているが、中学生ぐらいになると、なかなか加入していないといった状況もある。全児童・生徒数に対する加入率を参考に加えさせていただく。

教育長

安藏委員、よろしいか。

安藏委員

はい。

外松委員

38ページ、「主な取組」の2番の最後のほうについて。これは中学校の選択制度をいろいろ検証して、よりよい方向にしてきた成果の文言であるが、この中に、「補欠は設けず」とある。新たな取組を行ったことなので、実施時期を明記したほうが、より成果について知ってもらうことができるのではないかと感じた。

教育長

何年度からということか。

外松委員

はい。

学務課長

では、そのように表記を改めさせていただく。現在予定しているのは、平成28年度の中学校選択制度の中でこの改善策を入れたものを、今、実施している。

坂口委員

ほかの話題でよろしいか。

教育長

どうぞ。

坂口委員

32ページ、「家庭や地域と連携した教育の実現」ということで、ひろば事業や応援団などについて少し伺いたい。

ひろば事業や学校応援団については、まず、子供の顔を見知った方たちがスタッフとなり、「何ちゃん」「何君」と言われる形で運営されている。これが、例えば学童クラブやねりっこクラブとなると、今度は民間の団体がこれらも吸収して行うことになるため、学童クラブの民間委託のスタッフのやり方がよく見えていなく、子供への接し方が保護者として気になるという声がある。

これらをやみくもに一緒にすると、現場では混乱するのではないかと思う。この点については、一体どのような方針で今後いくのか。この項目には「ねりっこクラブ」という言葉は一つも出ていないようであるが。

教育長

ねりっこクラブが実施されるのは28年度からである。

坂口委員

では、これからの実施方法や方針はどのようになっているのか。

教育長

ねりっこクラブの進め方、とりわけひろば事業を行っている学校応援団の人たちに対する対応については、この間、担当課長がずっと苦労して行っている。その辺りについて、ぜひもう一度、説明をしていただきたい。

こども施策企画課長

ねりっこクラブについては、来年4月から3小学校でまず開始するというので、現在、調整を進めている。運営の仕方も、各学校の実情に応じて地域の声を聞きながら決定していこうと考えており、来年度行う3小学校は、既に学童クラブが学校の中にあり、その担い手として事業者がNPOであったり、株式会社であったりと、いろいろあるが、既に担っているという状況がある。

引き続き、当然、学校応援団を構成されている地域の方々には、ねりっこクラブ、とりわけねりっこクラブの中でもひろば事業の運営については、深くかかわっていただきたいということで、各学校応援団と調整を進めているところである。

具体的には、形の上では事業者の雇用の中に入れていただき、引き続き活躍いただくということと、それから、学校応援団自体は、引き続き学校応援団として活動を行っていただく。ただし、ねりっこクラブを開始することによって学校応援団の事業の内容が少し変わってくるころはある。ひろば事業については全65小学校で担っていただいているが、図書館開放であるとか、教室開放、体育館開放など、学校応援団が担っている事業は、各学校によって、行っている、行っていないといういろいろな状況がある。このような状況も踏まえて、学校応援団の声を聞きながら事業形態を確定していこうと考えている。

また、ねりっこクラブがこのようになかなかわかりにくい事業であるところもあるので、現在、半分以上の学校応援団を個別に訪問させていただき、ねりっこクラブとはどのようなものであるか、あるいは、現時点で学校応援団がこのねりっこクラブに仮に移行するとした場合に、どのようなことが考えられるかなど、課題やご意向・ご意見ともあわせて今、確認を進めている。

いずれにしても、実施に向けては31年度までにまだ20校ということで、65分の20が数字として計画をしているところである。その先に、もちろん全65小学校での実施を視野には入れているが、各小学校はもちろん、学校関係者もそうであるし、地域の声なくしてこのねりっこクラブは進められないと思っているので、丁寧に地域の実情やご意見を踏まえながら進めていきたいと考えている。

坂口委員

ひろば事業は地域の人たちの自主的な運営でできていて、自分たちの誇りをもちながら、うまく行っていると思っている。それを今回、吸収合併のような形で今度の3校で実施するということであるが、練馬区独自でモデル的に一緒に行う区立運営というようなことは考えていないか。

こども施策企画課長

基本的にねりっこクラブは区が運営する事業である。現在、学童クラブも、それから学校内のひろば事業も、実際の担い手ということで地域の方は入っておられるが、区の事業として行っているのは、現在もそうであるし、今後、ねりっこクラブとなっても、区の事業として行っていく。事業の最終的な責任者が区であるところは変わらない。

また、学童クラブの運営も、区が直営で行っているもの、それから委託事業者が行っているものがあるが、区としては、財政的な効果やサービスの拡充というメリットがあることから、委託の推進については今後も進めていこうと考えている。

坂口委員

どのような形になるのか、スタッフの皆さんが注目している。何とかうまくいってほしいし、そのような地域の熱意のようなものが消えないようにして欲しいと思う。

こども施策企画課長

わかった。ありがとう。

教育長

ほかにどうか。全体を通して質問や意見はないか。

各委員とも、これをもって評価していただかなければいけないので、これでは評価できないとか、もう少しこのような資料があると評価しやすい等が、もしあれば言っていたきたい。今日は前回ご指摘をいただいた資料を2つ用意させていただいたが、まだ追加で、例えばこのような資料があると評価しやすいということがもしあれば、それも含めておっしゃっていただければと思う。

もちろん、ここはどのようになっているのか、どのような予定か等を、担当課長に個別にお聞きいただいても結構である。

外松委員

では、よろしいか。

38ページ「特色ある学校づくり」の項目の1番のところ【地域を活用した特色のある教育活動の事例】ということで、いろいろと書かれているが、これだけでは少しもったいないという気がしている。

各活動について、もう少し内容を記載できると、よりその特色の事例がわかるかと感じた。あまり細かなくてよい。ここに記載する程度で。

教育指導課長

こちらの特色ある教育活動の内容については、各学校が独自に行っている内容が主となり、それぞれの学校でそれぞれの取組をしているという状況がある。

また、それ以外にも、国や都とのさまざまな事業連携ということで、JET、外国人の留学生を活用した事業、こうした事業のもとに留学生との交流を行うといったものもある。さまざまなものが含まれている。

教育長

挙げると、きりがないということである。

教育指導課長

はい。

外松委員

わかった。今も留学生との交流事業が実施できていることはすばらしい。では、学校ごとに違うであろうから、およそでよいのだが、代表的なものが今のように具体的に少し記載されると、事業の内容がわかってもらえるかと思う。差しさわりがあるのであれば、表記はお任せする。

教育長

どれをどのように書くかによるが、差しさわりはないと思う。

外松委員

それを悩んでしまっているということか。

教育長

おそらく。

外松委員

わかった。その辺はお任せする。

教育長

ほかにかがが。

坂口委員

23ページの「体験活動の推進」について。移動教室や臨海学校等のところで、「児童・生徒の生命や自然を大切にす心や他人を思いやる心を育み」とあるが、例えば移動教室ではどのようなことをなしているのか。

教育指導課長

移動教室、特に小学校ではさまざまな体験を実施している。海に行った学校については、やはり海を生かして地引網や釣りを行ったり、また、水族館に行って海中生物の学習をしたりと、さまざまな自然と触れ合う活動を行っている。

また、山の施設に行った学校については、ものづくり活動として、いろいろな自然のものを使って物をつくる活動や、ハイキング等を通して自然や動植物と触れ合う活動を行っている。

さまざまな活動を各学校で創意工夫を凝らして行っているの、幾つか事例等も挙げさせていただく。

坂口委員

わかった。

教育長

いかがか。大体よろしいか。

それでは、各委員からさまざまなご意見やご質問をいただいた。本日の審議はここのまできとし、この案件については継続としたいと思う。

今回いただいたご意見・ご要望を踏まえて、事務局でさらに修正した資料をできるだけ早く皆様方にお渡ししたいと思っているので、またそれをぜひごらんいただきたい。

各委員におかれては、今回と前回の説明を受け、点検・評価表の作成を進められる部分については、引き続き評価を含めてお気づきになった点等の記入を進めていただきたい。期日は、11月30日である。それまでに点検・評価表を事務局へご提出いただくようよろしくお願いいたします。

外松委員

お礼が後先になってしまった。前回の話し合いの結果をこのようにすぐ修正していただき、大変ありがたいと思っている。

今、教育長がおっしゃったように、期日も迫っている中で、またそれぞれ、いろいろと自由に意見を言わせていただいたので、大変仕事を増やしてしまったと、ほんとうに恐縮だと思っている。よりよい評価表をということで、区民の皆様にも公表するものなので、申しわけないが、どうぞよろしくお願いいたします。

坂口委員

同じく、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとう。

それでは、そのようにお願いします。

3 報告

(1) 教育長報告

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件報告する。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

何かご質問はないか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

その他のご報告で何かあるか。
では、各委員から何かあるか。

外松委員

急に寒くなる日々が続いており、インフルエンザがいろいろなところではやり出しているようだが、練馬区の状況はいかがか。

教育総務課長

練馬区では、インフルエンザは少し出ているが、学級閉鎖等の状況はまだ出ていない。

外松委員

それはよかった。

教育長

ほかに何か、各委員からあるか。よろしいか。
それでは、以上で第22回教育委員会定例会を終了する。